

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和4年6月27日

高知県知事 濱田 省司 殿



提出者  
住 所 高知県高岡郡四万十町古市町7番34号  
氏 名 株式会社 生田組 代表取締役 生田 政嗣  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 0880-22-1225

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 生田組 県道興津窪川線防災・安全交付金工事作業所 他
事業場の所在地	高知県 高岡郡 四万十町 他
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

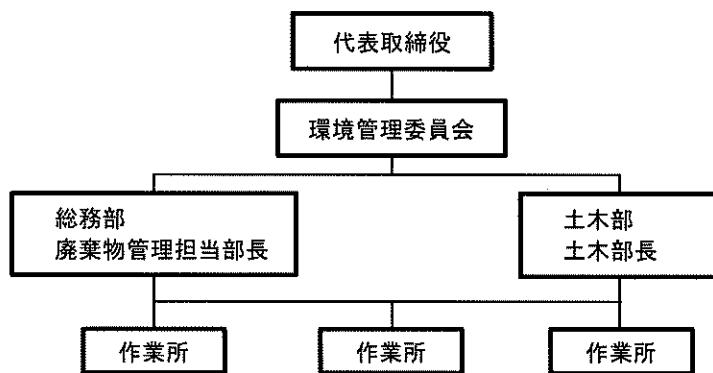
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設業 06総合工事業
②事業の規模	令和3年6月30日現在 元請完成工事高 585,620千円
③従業員数	39名 (令和4年4月1日 現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	解体工事・道路工事等 ・がれき類→再生処理業者に委託して、再生碎石として再資源化します。 ・木くず→再生処理業者に委託して、チップとして再資源化します。 ・金属くず→再生処理業者に委託して、再資源化します。 ・ガラス陶磁器くず→再生処理業者に委託して、再生可能な物は再資源化。再生不可能な物は、最終処分場へ再委託します。 ・建設混合廃棄物→再生処理業者に委託して、再生可能な物は再資源化。再生不可能な物は、減量し最終処分場へ再委託します。

（日本工業規格 A列4番）

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】					
①現状	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック	金属くず
	排 出 量	1182.71 t	116.89 t	10.78 t	9.76 t
	産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器くず	紙くず	繊維くず	その他がれき類
	排 出 量	0.496 t	0 t	0.2 t	3.67 t
	産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物			
	排 出 量	22.541 t			
(これまでに実施した取組)					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・梱包材の低減及び、分別の徹底をしています。</li> <li>・従業員に廃棄物の発生抑制に関する教育を実施しています。</li> <li>・作業所において資機材等の廃棄の抑制を可能な限り実施し、作業員・下請業者へも周知徹底します。</li> </ul>					
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック	金属くず
	排 出 量	1000 t	90 t	6 t	5 t
	産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器くず	紙くず	繊維くず	その他がれき類
	排 出 量	1 t	1 t	1 t	1 t
	産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物			
	排 出 量	15 t			
(今後実施する予定の取組)					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組みのとおり今年度も実施予定です。</li> <li>・前期施工工事同様に今期も多量の排出がある工事を受注した為、がれき類の目標が大幅に減少しなかった。受注工事により排出量が大幅に左右されるが、適正処理し再資源化もする。</li> <li>・今期も解体工事を受注する可能性があるが、適正処理し再資源化する。</li> <li>・これまでの取組を継続する。</li> </ul>					

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がれき類（コンクリート塊とアスファルト塊）の分別及び、木くず（枝・幹と根株）の分別を行うと共に、他の廃棄物に混入しないよう確実に分別を実施します。</li> <li>・有価物と産業廃棄物の分別を確実に実施します。（木くず、金属くず）</li> <li>・建設混合廃棄物についても、可能な限り分別を実施します。</li> </ul>
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	現状の取組みのとおり今年度も実施予定です。

## (第3面)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実績なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) ・実績なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・特になし			



【目標】						
産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック	金属くず	廃石膏ボード	ガラス・陶磁器くず
全処理委託量	1000 t	90 t	6 t	5 t	1 t	1 t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t	5 t	t	t	1 t
再生利用業者への処理委託量	1000 t	90 t	6 t	5 t	1 t	1 t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t
産業廃棄物の種類	紙くず	繊維くず	その他がれき類	汚泥	建設混合廃棄物	
全処理委託量	1 t	1 t	1 t	1 t	15 t	t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	12 t	t
再生利用業者への処理委託量	1 t	1 t	1 t	1 t	15 t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の取組)						
・現状の取組みのとおり今年度も実施予定です。						
・再生利用業者及び、優良認定処理業者をできる限り選定し、委託していく予定です。						
※事務処理欄						

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。